軽自動車税

(種別割)

の減免申請手続き

課税課

23 65

1 2 4

軽白動車税(種別割) が減色される暗がい程度

軽自動車税(種別割)が減免される障がい程度					
区分				障がいの程度	
				本人の 運転	生 計 同 一 者・常時介 護者が運転 する場合
視覚障害	身体障害者		級	1~4	
	戦傷病者		項症	特別~4	
聴覚障害	身体障害者		級	2 • 3	
	戦傷病者		項症	特別~4	
平衡機能障害	身体障害者		級	3	
	戦傷病者		項症	特別~4	
上肢不自由	身体障害者		級	1 • 2	
	戦傷病者		項症	特別~3	
下肢不自由	身体障害者		級	1~6	1~3
	戦傷病者		項症	特別~6	特別~3
			款症	1~3	
体幹不自由	身体障害者		級	1~3·5	1~3
	戦傷病者		項症	特別~6	特別~4
			款症	1~3	
乳幼児期以前の非	身体障害者	上肢機能	級	1 •	2
進行性脳病変によ る運動機能障害		移動機能	級	1~6	1~3
心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直	身体障害者		級	1 • 3	
器・膀胱または 腸・小腸機能障害	戦傷病者		項症	特別~3	

身体障害者

身体障害者

身体障害者

戦傷病者

療育手帳

保健福祉手帳

級

級

級

項症

級

級

 $1\sim3$

 $1\sim3$

Α

1

3 (無咽頭)

特別~2

(無咽頭)

申請に必要な書類などの詳細は 市 HP をご覧ください

障がいがある人の軽自動車税(種別割)の減免申請を次の通り受け付けます。

②障がい者と生計を一にする人が ①障がい者本人が運転する場合 対象となる用途 運転する場合

※知的障がい者、精神障がい者、

所有する車両(1人1台)

対象となる車両(二輪を含む)

4月1日現在で障がい者などが

③障がい者のみの世帯の人を常時 ※②と③は障がい者などの通学や るものに限ります。 介護する人が運転する場合 生活のために専ら使用す

が所有する車を含みます。

は、その人と生計を一にする人 18歳未満の身体障がい者の場合

▼減免申請の手続き場所

・申請に必要なもの ·締切日 **5**月**24**日金

別割)納税通知書(5月上旬発送 バーが分かるもの、軽自動車税 帳のいずれか(4月1日以前交付 が障がい者と別居の場合) 長による生計同一証明書 庁者の本人確認書類、 予定)、運転者の運転免許証、 のもの)、納税義務者のマイナン 療育手帳・精神障害者保健福祉手 身体障害者手帳·戦傷病者手帳 福祉事務所 (種 来

課税課

産業振興課 65 1260

定・登録しました。 居浜市SDGs推進企業を新たに認 新居浜市働き方改革推進企業と新

▼認定・登録企業

(1社認定) 【新居浜市働き方改革推進企業】

(15社登録) 新居浜市SDGS推進企業】 有限会社岡田電機

- 有限会社ミズタ塗装
- 有限会社岡田電機
- 有限会社ゴーイング

株式会社前川

- 三井住友海上火災保険株式会社 四国西支店新居浜支社
- 森実タウンサービス株式会社
- 社会福祉法人宝集会 株式会社白石工務店
- 稲見電気株式会社
- 株式会社東新製作所 正起ガス株式会社
- 一宮運輸株式会社 株式会社西岡鉄工所

西機電装株式会社

• 小腸機能障害 ヒト免疫不全ウイ

ルスによる免疫機 能障害

肝臓機能障害

音声機能障害

知的障害

精神障害



近藤酒造株式会社

SDGs達成を目指して 企業の働き方改革・

国の登録有形文化財へ

衆議院小選挙区の区割りの改定について

選挙管理委員会事務局

85

1 3 1

ついて、 答申後に行われる官報告示を経て、正式に登録される見通しです。 の文化審議会は3月15日、 国の登録有形文化財とするように文部科学大臣に答申しました。 大島地区にある村上家住宅主屋外2件に

・新たな国の登録有形文化財

創建されたとみられています。 内容が残されていることから、そ の設えを持つ、庄屋の建物として れよりも前に、藩主を迎えるため 暦12年)に記された資料の中に、 宅御成門及び東塀」の3件です。 ている「村上家住宅主屋」「村上 書院や湯殿の改修を検討している 家住宅表門及び南塀」「村上家住 村上家住宅は、 登録されるのは、 1762年 (宝 個人が所有し

どの学識経験者として文化財保護 える価値のある建物であり、 る東予地方の庄屋の屋敷構えを伝 これまで部分的な改修は行われて 床美也子先生は「村上家住宅は、 います」とコメントを寄せました。 てその価値が認められたことと思 残しており、江戸時代中期におけ いるが、創建時の間取りの骨格を 審議会委員であった香川大学の釜 今回の答申にあたり、古民家な

> ませんので、ご注意ください。 なお、 敷地内に入ることはでき



村上家住宅主屋





村上家住宅表門

▼旧選挙区 (定数4)

ます。

愛媛県では、

総選挙から、

新しい定数および選挙区の区割りが適用されることとなり

衆議院小選挙区の定数が4から3に減少し、

次に行われる

これに伴い、 が令和4年

同年12月28日から施行されています。

11月28日に公布され、

公職選挙法の一

部を改正する法律

(令和4年法律第9号)

第 1 区 松山市 (第2区に属しな

第2区 旧中島町の投票区、浮穴 松山市(旧北条市および 東温市、上島町、松前町 第4投票区)、今治市、 投票区および久谷第1~

第3区 砥部町 四国中央市 新居浜市、 西条市、

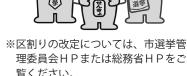
第4区 内子町、 西予市、 宇和島市、 松野町、 大洲市、 鬼北町、 伊方町、 久万高原町、 伊予市、 八幡浜 愛南町 青



▼新選挙区 (定数3)

第2区 第 1 区 松山市 今治市、 上島町 西条市、 新居浜市、 四国中央市、

第3区 松前町、 伊方町、 東温市、 大洲市、 宇和島市、 伊予市、西予市、 松野町、 砥部町、 久万高原町, 八幡浜市、 鬼北町



みんなで投票。みんなで参加。 あなたの一票大切に

覧ください。







▲選挙管理委員会 HP